



(2) 乗合バスの車内事故②

12月1日(日)午前10時35分頃、北海道の道道のバス停において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客3名を乗せ運行中、当該バス停で乗車し着座しようとしていた乗客1名が、当該バスの発車時の揺動により転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(3) 乗合バスの車内事故③

12月1日(日)午後2時37分頃、神奈川県国道のバス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客24名を乗せ運行中、当該バス停で乗車し着座しようとしていた乗客1名が、当該バスの発車時の揺動により転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(4) 乗合バスの転落事故①

11月29日(金)午後8時5分頃、北海道の道道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客5名を乗せ運行中、対向車がセンターラインより走行してきたため、当該バスが道路左側によったところ、路肩の雪にハンドルを取られ、道路左側に逸脱し、路肩に転落した。

この事故による負傷者はなし。

事故当時、路面は凍結していた。

(5) 乗合バスの転落事故②

12月1日(日)午後7時5分頃、北海道の国道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客2名を乗せ運行中、スリップして道路左側に逸脱し、路肩に転落した。

この事故により、乗客2名が軽傷を負った。

事故当時、路面は凍結していた。

(6) 乗合バスの死傷事故

12月4日(水)午後6時35分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く乗合バスが回送運行中、ハイヤーに追突し、さらに中央分離帯を乗り越え、街路灯に衝突し停止した。

この事故により、ハイヤーの運転者が死亡した。

事故当時、ハイヤーの運転者は、車外に出て車両後方で立っていた模様。

また、当該乗合バスの運転者は、インフルエンザにかかっていた模様。

(7) 貸切バスの衝突事故

12月4日(水)午前10時38分頃、沖縄県の県道において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客32名を乗せ運行中、対向の軽自動車センターラインを超えて当該バスに衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。



輸送の安全確保については、機会あるごとに注意喚起してきたところですが、依然として毎年雪による自動車事故等が発生しております。

これから本格的な降積雪期を迎える中、気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握し、以下の対策等を講ずることにより、輸送の安全確保に万全を期すとともに、事故の防止に努めるようお願いします。

- ①積雪・凍結等の気象及び道路状況により、早期にスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装着するよう徹底を図ること。なお、スタッドレスタイヤへ交換する際は、ホイール・ボルトの誤組防止、締付トルクの管理を確実にすること。
- ②点呼時等において、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行うこと。
- ③積雪・凍結時における要注意箇所の把握に努めること。
- ④気象状況が急変し、安全運行が確保できないおそれがある場合は、運行計画の変更及び利用者への情報提供等の適切な措置を講ずること。
- ⑤乗務員に対して、スリップの要因となる急発進、急加速、急制動、急ハンドルを行わないよう指導するとともに、道路状況、気象状況に応じた安全速度の遵守、車間距離の確保について指導を徹底すること。

---

(3)近畿運輸局 第13回自動車事故防止セミナーを開催します。【近畿運輸局発】

(新着情報)

近畿運輸局では、事業用自動車の事故防止対策の一環として、平成19年度より毎年度自動車事故防止セミナーを開催しています。

今年度で第13回目となるセミナーでは、「もう一度初心にかえって、安全・安心を」をテーマとして、学識経験者、自動車事故対策機構、国土交通省自動車局安全政策課により講演します。

運送事業者等の皆様も是非このセミナーにご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にしていただければ幸いです。

日時：令和2年1月23日（木）13時00分から16時00分（開場12時00分）

場所：大阪府立男女共同参画・青少年センター「ドーンセンター」7Fホール（大阪府中央区大手前1丁目3番49号）

定員：400名（事前申込が必要です。）

参加費：無料

※セミナーを詳細や申し込みにつきましては、近畿運輸局HPをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/press>

---

(4) 水深が床面を超えたら、もう危険！

ー 自動車冠水した道路を走行する場合に発生する不具合について ー

（配信日：R1.11.29）

自動車冠水した道路を走行する場合、水深が車両の床面を超えると、エンジン、電気装置等に不具合が発生するおそれがあります。また、水深がドアの高さの半分を超えると、ドアを内側からほぼ開けられなくなります。

今年の台風19号等による大雨においては、自動車冠水等により、運転者や同乗者が亡くなる事故が相次ぎました。

自動車は、エンジンやモーターで駆動し、電気装置により制御されているため、水深が車両の床面を超えて車内へ浸水すると、様々な不具合が発生するおそれがあり、最悪の場合、エンジンやモーターが停止して移動できなくなります。また、水深がドアの下端にかかると、車外の水圧により内側からドアを開けることが困難となり、ドア高さの半分を超えると、内側からほぼ開けられなくなります。

国土交通省では、国内乗用車メーカー8社に対して、自動車冠水した道路を走行した場合に生じ得る不具合等について調査を行い、その結果を踏まえ、「自動車冠水した道路を走行する場合に発生する不具合」をまとめましたので、公表します。

※1 浸水による車両への影響については、車両形状や設計により異なります。

※2 一度浸水した車両は、運転可能であっても、電気装置等が損傷を受けているおそれがあるため、自動車整備工場等で点検整備を受けるようにしてください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08\\_hh\\_003565.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha08_hh_003565.html)

---

(5) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!

（配信日：R1.11.29）

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk2\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html)

---

**(6) 中部運輸局 自動車事故防止セミナー2019を開催します【中部運輸局発】**  
(配信日：R1. 11. 29)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして、「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2019」を開催いたします。当セミナーにおいて、最新の自動車先進安全技術を広く紹介するとともに、自動車運転者自身の運転について振り返り、安全・健康意識について見つめ直していただければと考えております。ぜひ皆様のご参加をお待ちしております。

日 時：令和2年1月23日（木）13:00～16:50（開場12:00）

場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）2階 大ホール（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

定 員：600名（事前申込制）

テーマ：安全・健康意識のさらなる高揚～自動車最新技術を活用した安全対策～  
参加費：無料（どなたでも参加いただけます）

※セミナーの詳細やお申込みにつきましては、中部運輸局HP（Mission1st運動ページ）をご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

---

**(7) ボルトの錆や左後輪に注意！ 車輪脱落事故3年連続増加「厳しい状況」**  
～平成30年度大型車の車輪脱落事故発生状況について～  
(配信日：R1. 11. 15)

平成30年度のホイール・ボルト折損等による大型車の車輪脱落事故発生件数は81件（うち人身事故3件）と3年連続で増加し、ピークとなった平成16年度の87件に

迫る厳しい状況となりました。

事故が発生した車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、今般、新たにホイール・ボルトやホイールの錆の除去が不十分のままタイヤ交換されているおそれがあることが確認されました。

ボルトの錆の除去など適正な交換作業の実施、交換後、特に脱輪の多い左後輪の重点点検を大型車ユーザーに求めて参ります。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000231.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000231.html)

---

#### (8) 自動車検査証の有効期間の再伸長について

～期間の延長及び対象地域の見直し～

(配信日：R1.11.15)

令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域\*（以下、「対象地域」という。）の自動車については、未だ継続検査の受検が困難であるため、自動車検査証の有効期間を再伸長することとしましたのでお知らせします。

\* 宮城県の全域と岩手県、福島県、東京都、山梨県、長野県の一部の地域（参照：各運輸支局の公示）

1. 令和元年台風第19号の被害に伴い、被災地域に使用の本拠の位置を有する自動車については、自動車検査証の有効期間を伸長しているところですが、対象地域の自動車の使用者については、未だ継続検査を受けることが困難であることから、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再伸長することとし、本日、公示しましたのでお知らせいたします。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を伸長することとし、本日公示しましたのでお知らせします。

#### ○対象車両

対象地域に使用の本拠の位置を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が令和元年10月15日から11月28日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月15日）までのもの

#### ○措置内容

自動車検査証の有効期間を11月29日（東京都及び山梨県の対象地域の車両については12月16日）まで伸長





( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

